

【外国籍の方の運転免許制度】

令和7年10月1日から外国籍の方の免許取得・更新等の各種手続きにおいて、申請時に提示等する書類の変更がなされました。

現在の申請時の提示等する書類は下記のとおりです。

【免許取得時（新規・失効・外国免許切替）】

住民票あり	住民票なし
在留資格、在留期間等が記載されている住民票の写し	外務省等発行身分証明書類等 or 公的機関等発行住所確認書類

【免許種別の追加】

住民票あり	住民票なし
運転免許証 + 在留資格、在留期間等が記載されている住民票の写し	運転免許証 + 外務省等発行身分証明書類等 or 公的機関等発行住所確認書類

【免許更新】

住民票あり	住民票なし
運転免許証 + 在留カード、特定在留カード、特別永住者証明書、特定特別永住者証明書、在留資格、在留期間等が記載されている住民票の写しのいずれか一つ。	運転免許証 + 外務省等発行身分証明書類等 or 公的機関等発行住所確認書類

※ マイナ免許証の方は、マイナ免許証の提示のみで手続き可能です。

【記載事項変更（住所の変更）】

住民票あり	住民票なし
運転免許証 + 在留カード、特定在留カード、特別 永住者証明書、特定特別永住者証明書、 在留資格、在留期間等が記載されている 住民票の写しのいずれか一つ。	運転免許証 + 外務省等発行身分証明書類等 or 公的機関等発行住所確認書類

※ マイナ免許証の方は、マイナ免許証の提示のみで手続き可能です。

この件に関する問い合わせ先

岡山県警察本部交通部運転免許課

TEL：086-724-2200